

パブリックコメントの結果公表

様式2

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「藤枝市こども計画」（案）
「藤枝市こども基本条例」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

（１）意見提出者の数	３人
（２）提出された意見の数	９件

意見の反映状況

（１）反映した意見	４件
（２）既に盛り込み済みの意見	５件
（３）今後の参考とする意見	件
（４）反映できない意見	件
（５）その他（質問含む）	件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	乳幼児が土日に遊べる屋内施設を増やして欲しい。蓮華寺スマイルホールはすぐに埋まってしまう、結局焼津や島田の施設を利用している。	現在、市内で乳幼児期のお子さんが土日に遊べる屋内施設として、れんげじスマイルホールのほか、市内４か所の地区交流センターに設置する「地域子育て支援センター」、BiVi藤枝内の「藤枝おやこ館」があり、本計画52ページの施策No.5において、内容の充実や運営支援を盛り込んでいます。 なお、こどもが遊べる新たな施設の設置につきましては、今後まちづくりと合わせて検討してまいります。	既に盛り込み済みの意見
2	母子手帳の受け取りに行った際、妊娠初期で悪阻がひどいの に1時間ほど座って長々と話を聞 くのが辛かった。短時間で済ま せてほしい。	妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐため、全ての妊婦に対し妊娠届出時もしくは妊娠届出後のなるべく早い段階で、出産・育児等の見通しを一緒に確認するため、対面での面談を行っています。また、妊婦健診受診券の利用方法や出産応援給付金の申請方法などの説明もあるため時間を要しています。そのため、待ち時間がなくなるよう予約制にしており、体調不良で来所が困難な場合などは、代理人に届出を行っていただき、妊婦ご本人の面談は体調が整ってからさせていただく場合もあります。妊娠期の身体の負担軽減のために、来所時の体調に合わせた対応に努めてまいります。	既に盛り込み済みの意見

3	妊娠中から保育園申請をしなければ入れないのであれば、同じ市の事業なので母子手帳の交付の際に案内をほしい。悪阻の中自力で調べるのはかなり辛い。	現在、母子手帳交付時に配布している妊娠・子育てセルフプランの中で皆様にご案内をしているところですが、わかりやすいご案内になるよう改善してまいります。	反映した意見
4	保育園申請の過程で、「早生まれは不利になりやすい」と言われる機会が多かったが、生まれ月で有利不利があるのはおかしい。	早生まれを理由に入所審査が不利になることはありませんが、お子さんの誕生月や入所申請のタイミングによっては、申請の際に既に保育所等の受入枠に空きがない場合もあります。 3でいただいたご意見のとおり、妊娠中でも申請は可能ですので、さらなる周知に努めてまいります。	既に盛り込み済みの意見
5	子どもが安心して通行できるよう、藤枝駅北口側の路上駐車やキャバクラ店、自転車専用レーンの狭さなど改善してほしい。	本計画63ページの施策No.22に、「藤枝駅前地区まちづくり憲章の推進」を追加し、中心市街地のまちづくりにおいて、市街地再開発事業の実施や藤枝駅前地区まちづくり憲章に基づき、安全・安心をテーマとした治安等の向上に努めてまいります。	反映した意見
6	「5-（3）仕事等と子育ての両立支援」について、子育て世帯への仕事等と子育ての両立支援の取り組みの一つとして、こども家庭庁ベビーシッター券「企業主導型内閣府ベビーシッター利用支援事業」の推進を要望する。 「企業主導型内閣府ベビーシッター利用支援事業」を子育て中の共働き労働者が利用するには、企業が「企業主導型内閣府ベビーシッター利用支援事業」の承認事業主となる必要がある。市より民間企業へこの制度の紹介や承認事業主となるよう働きかけを行い、ぜひこの事業が活用され共働き世帯の両立支援となることを希望する。	仕事と子育てを両立できる環境づくりにおいては、企業等の協力や働きかけも重要であると考えます。本計画79ページの施策No.48において、「企業型ベビーシッター利用支援事業」につきましても、企業等への働きかけなど、周知啓発に努めてまいります。	反映した意見
7	こどもまんなか社会にあっては、こども以外の世代（特に高齢者）の市民はどのような扱いを受けるのか。「こども」とそれ以外の世代の関係性を明確にすべき。 こどもまんなか社会の実現には、高齢者の活躍（経験、知見の継承、地域活動）が必須であり、活躍できる環境の整備・充実を進めることが大切だと思うが、そのような認識を計画内で示すことはできないのか。	本計画は、こども基本条例に基づく計画であり、条例では、高齢者を含む地域住民等の責務として、市及び学校等と協働して、こどもが安全に、かつ安心して豊かな心と体を育むことができる環境の整備に努めることとしております。 このことから、こどもまんなか社会の実現には、地域活動など高齢者の活躍が大変重要でありますので、こどもたちが将来にわたって安心・快適に暮らせるよう、高齢者を含む地域全体で見守り、支える体制づくりに努めてまいります。	既に盛り込み済みの意見

8	こども基本条例第11条（事業者の責務）において事業者には「子育てしやすい職場の環境の整備に努めるものとする」との努力義務が課せられ、本計画の対象としても「子育て支援に関わる関係機関、団体等を広く」対象としているので、本計画において「事業者に期待する取組」を記述することの是非についてはどうか。	本計画79ページの「仕事と子育ての両立支援」で、現状と課題として、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、社会全体で支援する環境づくりが必要としております。このため、施策No.48において、企業等に対し、職場における柔軟で多様な働き方の浸透や、制度等の周知啓発に努めてまいります。	既に盛り込み済みの意見
9	P66「地域とともにある学校づくりの推進」は、前述の枠の内容を一言で書いただけになっている。取組の内容にふさわしい事務事業レベルの記述はできないのか。	本計画66ページ施策No.28の「地域とともにある学校づくりの推進」を「コミュニティ・スクールの推進」「学校サポーターズクラブの推進」に修正しました。	反映した意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	「藤枝市こども計画」（案）		
意見公表場所	市ホームページ・市役所行政情報コーナー・文化センター・岡部支所・各地区交流センター・こども課		
担当課	藤枝市健康福祉部こども未来応援局こども課（担当者 坂部） 電話：054-643-3246 電子メール： jido@city.fujieda.shizuoka.jp		